

令和 8 年 2 月 25 日  
区民部国保年金課

## 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

### 1 改正の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行  
国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）および国民健康保険法施行令（昭和 33 年  
政令第 362 号）の一部が改正され、少子化対策の施策を持続的・安定的に支えるため  
の新たな財源として創設された子ども・子育て支援納付金に係る保険料の徴収が開始  
されることに伴い、所要の改正を行う。

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」  
に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和 8 年 2 月の特別区長会において、令和 8 年度の特別区全体の国民健康保険事業  
費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準が改正され  
たことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令の改正

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 保険料賦課限度額に係る改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正

### 2 改正の内容

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

ア 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設【第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 16 条の  
6、第 16 条の 7、第 16 条の 8、第 19 条、第 19 条の 5、第 19 条の 6 関係】

(ア) 保険料の賦課額に、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加える。

(イ) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定し  
た所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する 18 歳以  
上被保険者につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とす  
る。

(ウ) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯における 18 歳未満被保険者に係  
る被保険者均等割額を減額する。

(エ) その他子ども・子育て支援納付金賦課額の新設に伴う規定の整備を行う。

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第 15 条の 4 関係】

(ア) 所得割 「100 分の 7.71」を「100 分の 7.51」に改める。また、賦課割合につい  
て「100 分の 57 に相当する額」を「100 分の 58 に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「47,300 円」を「47,600 円」に改める。また、賦課割合について  
「100 分の 43 に相当する額」を「100 分の 42 に相当する額」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12関係】

- (ア) 所得割 「100分の2.69」を「100分の2.80」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 「16,800円」を「17,600円」に改める。また、賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4関係】

- (ア) 所得割 「100分の2.25」を「100分の2.43」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 「16,600円」を「17,800円」に改める。また、賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率【第16条の9関係】

- (ア) 所得割 「100分の0.27」とする。また、賦課割合を「100分の58に相当する額」とする。
- (イ) 均等割 「1,800円」とする。また、賦課割合を「100分の42に相当する額」とする。
- (ウ) 18歳以上均等割 「73円」とする。

オ 低所得者の保険料の減額【第19条の2関係】

- (ア) 第1号減額（7割減額）
  - a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「33,110円」を「33,320円」に改める。
  - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「11,760円」を「12,320円」に改める。
  - c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「11,620円」を「12,460円」に改める。
  - d 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から減額する額を「1,260円」とする。
  - e 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上均等割額から減額する額を「52円」とする。
- (イ) 第2号減額（5割減額）
  - a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「23,650円」を「23,800円」に改める。
  - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「8,400円」を「8,800円」に改める。
  - c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「8,300円」を「8,900円」に改める。
  - d 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から減額する額を「900円」とする。
  - e 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上均等割額から減額する額を「37円」とする。
- (ウ) 第3号減額（2割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「9,460円」を「9,520円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「3,360円」を「3,520円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,320円」を「3,560円」に改める。
- d 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から減額する額を「360円」とする。
- e 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上均等割額から減額する額を「15円」とする。

カ 未就学児の被保険者均等割額の減額【第19条の4 関係】

- (7) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額
  - a 基礎賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「7,095円」 「7,140円」
  - b 基礎賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「11,825円」 「11,900円」
  - c 基礎賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「18,920円」 「19,040円」
  - d aからcまでに掲げる世帯以外の世帯 「23,650円」 「23,800円」
- (1) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額
  - a 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「2,520円」 「2,640円」
  - b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「4,200円」 「4,400円」
  - c 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「6,720円」 「7,040円」
  - d aからcまでに掲げる世帯以外の世帯 「8,400円」 「8,800円」
- (ウ) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額
  - a 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「270円」
  - b 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「450円」
  - c 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「720円」
  - d aからcまでに掲げる世帯以外の世帯 「900円」

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額に係る改正【第15条の8、第16条の10、第19条の2 関係】

- (7) 基礎賦課限度額について「660,000円」を「670,000円」に改める。
- (1) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額を「30,000円」とする。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正【第19条の2 関係】

(ア) 第2号減額（5割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「 $430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 100,000円 + 305,000円 \times 被保険者数$ 」を「 $430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 100,000円 + 310,000円 \times 被保険者数$ 」に改める。

(イ) 第3号減額（2割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「 $430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 100,000円 + 560,000円 \times 被保険者数$ 」を「 $430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 100,000円 + 570,000円 \times 被保険者数$ 」に改める。

その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 保険料率等改正内容一覧  
 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減	
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42		
	所得割料率	7.71/100	7.51/100	0.20/100	
	均等割額	47,300円	47,600円	300円	
	賦課限度額	660,000円	670,000円	10,000円	
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42		
	所得割料率	2.69/100	2.80/100	0.11/100	
	均等割額	16,800円	17,600円	800円	
	賦課限度額	260,000円	260,000円	据置き	
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42		
	所得割料率	2.25/100	2.43/100	0.18/100	
	均等割額	16,600円	17,800円	1,200円	
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置き	
子ども支援金分	賦課割合（所得割：均等割）		58：42	新設	
	所得割料率		0.27/100	新設	
	均等割額	被保険者均等割額		1,800円	新設
		18歳以上均等割額		73円	新設
	賦課限度額		30,000円	新設	

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 子ども支援金分 合計	所得割料率	10.40/100	10.58/100	0.18/100
	均等割額	64,100円	67,073円	2,973円
	賦課限度額	920,000円	960,000円	40,000円
基礎分 支援金分 介護分 子ども支援金分 合計	所得割料率	12.65/100	13.01/100	0.36/100
	均等割額	80,700円	84,873円	4,173円
	賦課限度額	1,090,000円	1,130,000円	40,000円

低所得者の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( )は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	33,110円	33,320円	210円	14,280円 ( 14,190円 )
	均等割額 5割減額	23,650円	23,800円	150円	23,800円 ( 23,650円 )
	均等割額 2割減額	9,460円	9,520円	60円	38,080円 ( 37,840円 )
支援金分	均等割額 7割減額	11,760円	12,320円	560円	5,280円 ( 5,040円 )
	均等割額 5割減額	8,400円	8,800円	400円	8,800円 ( 8,400円 )
	均等割額 2割減額	3,360円	3,520円	160円	14,080円 ( 13,440円 )
介護分	均等割額 7割減額	11,620円	12,460円	840円	5,340円 ( 4,980円 )
	均等割額 5割減額	8,300円	8,900円	600円	8,900円 ( 8,300円 )
	均等割額 2割減額	3,320円	3,560円	240円	14,240円 ( 13,280円 )
子ども支援金分	均等割額 7割減額	-	1,312円	新設	561円
	均等割額 5割減額	-	937円	新設	936円
	均等割額 2割減額	-	375円	新設	1,498円

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( )は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	44,870円	46,952円	2,082円	20,121円 ( 19,230円 )
支援金分	均等割額 5割減額	32,050円	33,537円	1,487円	33,536円 ( 32,050円 )
子ども支援金分	均等割額 2割減額	12,820円	13,415円	595円	53,658円 ( 51,280円 )
合計					
基礎分	均等割額 7割減額	56,490円	59,412円	2,922円	25,461円 ( 24,210円 )
支援金分	均等割額 5割減額	40,350円	42,437円	2,087円	42,436円 ( 40,350円 )
介護分	均等割額 2割減額	16,140円	16,975円	835円	67,898円 ( 64,560円 )
子ども支援金分					
合計					

未就学児の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( )は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	7,095円	7,140円	45円	7,140円 ( 7,095円 )
	均等割額 5割減額	11,825円	11,900円	75円	11,900円 ( 11,825円 )
	均等割額 2割減額	18,920円	19,040円	120円	19,040円 ( 18,920円 )
	均等割額 全額減額	23,650円	23,800円	150円	23,800円 ( 23,650円 )
支援金分	均等割額 7割減額	2,520円	2,640円	120円	2,640円 ( 2,520円 )
	均等割額 5割減額	4,200円	4,400円	200円	4,400円 ( 4,200円 )
	均等割額 2割減額	6,720円	7,040円	320円	7,040円 ( 6,720円 )
	均等割額 全額減額	8,400円	8,800円	400円	8,800円 ( 8,400円 )

子ども子育て支援納付金分均等割は未就学児の均等割軽減後、18歳未満被保険者の減額により全額減額となるため、記載を省略する。

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( )は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7割減額	9,615円	9,780円	165円	9,780円 ( 9,615円 )
	均等割額 5割減額	16,025円	16,300円	275円	16,300円 ( 16,025円 )
	均等割額 2割減額	25,640円	26,080円	440円	26,080円 ( 25,640円 )
	均等割額 全額減額	32,050円	32,600円	550円	32,600円 ( 32,050円 )

5 令和8年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分・子ども支援金分	152,673円	159,674円	7,001円 (4.59%増)
基礎分・支援金分・介護分・子ども支援金分	192,238円	202,283円	10,045円 (5.23%増)

6 令和8年度国民健康保険料の試算  
別紙1のとおり

7 新旧対照表  
別紙2のとおり

## 令和 8 年度国民健康保険料試算（年額）

年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】

単位：円

年 収	98万円	128万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259	856,059
令和8年度	20,121	20,121	103,384	222,599	309,883	398,755	488,685	578,615	671,719	772,229	872,739
差額	891	891	3,224	5,619	7,104	8,616	10,146	11,676	13,260	14,970	16,680
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳) + 配偶者(65歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円	128万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359	898,443
令和8年度	40,242	40,242	116,798	289,672	376,956	465,828	555,758	645,688	738,792	839,302	939,812
差額	1,782	1,782	3,818	8,592	10,077	11,589	13,119	14,649	16,233	17,943	41,369
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳)のみ】

単位：円

年 収	98万円	128万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	24,210	78,300	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130	1,026,580
令和8年度	25,461	68,456	200,662	291,732	388,006	492,086	596,166	705,450	822,540	937,469	1,043,269
差額	1,251	9,844	7,377	9,897	12,561	15,441	18,321	21,345	24,585	19,339	16,689
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(40歳) + 配偶者(40歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円	128万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	67,650	150,700	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,045,580	1,081,343
令和8年度	70,482	143,492	233,261	394,815	538,079	642,159	746,239	855,523	969,232	1,064,452	1,123,915
差額	2,832	7,208	7,926	13,280	17,834	20,714	23,594	26,618	26,477	18,872	42,572
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円	128万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	57,690	127,350	188,710	319,200	434,620	517,820	601,020	688,380	781,980	875,580	911,343
令和8年度	59,802	120,832	193,834	327,698	445,860	530,500	615,140	704,012	799,232	894,452	953,915
差額	2,112	6,518	5,124	8,498	11,240	12,680	14,120	15,632	17,252	18,872	42,572
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課

## 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>( 保険料の賦課額 )</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）および後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>ならびに</u>介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>( 保険料の賦課額 )</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）および後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）ならびに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>
<p>( 基礎賦課総額 )</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額</p> <p>イ [ 略 ]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下</p>	<p>( 基礎賦課総額 )</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額</p> <p>イ [ 略 ]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下</p>

「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

八～ホ [略]

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ [略]

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特

「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))ならびに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

八～ホ [略]

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ [略]

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特

別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。)に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

八 [略]

二 その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規

別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。)に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

八 [略]

二 その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規

定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号に

定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号に

において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.71(基礎賦課総額の100分の57に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき47,300円(基礎賦課総額の100

において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.51(基礎賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき47,600円(基礎賦課総額の100

分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、660,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.69 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,800円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、670,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.80 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき17,600円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)  
第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)  
第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.25 (介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,600円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)  
第16条の5 第16条の2の賦課額は、170,000円を超えることができない。

[新設]

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)  
第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)  
第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.43 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき17,800円(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)  
第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)  
第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2および第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」とい

う。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）  
第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども

[ 新設 ]

[ 新設 ]

も・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

[ 新設 ]

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号口に掲げる額の見込額から同号口に係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係

[ 新設 ]

( 賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合 )

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10もしくは第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加もしくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定の

額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき73円(第16条の6第1号口に掲げる額の見込額から同号口に係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えられない。

( 賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合 )

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2もしくは第16条の7の額または次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号もしくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加もしくは減少した日(法第6条第1号

いずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10もしくは第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)および第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000

から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2もしくは第16条の7の額または次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号もしくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円)、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)および

円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規

第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号の二およびホに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下

この号において同じ。)の数および  
公的年金等に係る所得を有する者  
(前年中に地方税法第314条の2第  
1項に規定する総所得金額に係る所  
得税法第35条第3項に規定する公的  
年金等に係る所得について同条第4  
項に規定する公的年金等控除額の控  
除を受けた者(年齢65歳未満の者に  
あつては当該公的年金等の収入金額  
が600,000円を超える者に限り、年  
齢65歳以上の者にあつては当該公的  
年金等の収入金額が1,100,000円を  
超える者に限る。)をいい、給与所  
得を有する者を除く。)の数の合計  
数(以下この号から第3号までにお  
いて「給与所得者等の数」とい  
う。)が2以上の場合にあつては、  
地方税法第314条の2第2項第1号  
に定める金額に当該給与所得者等  
の数から1を減じた数に100,000円を  
乗じて得た金額を加えた金額)を超  
えない世帯に係る保険料の納付義務  
者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について  
33,110円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係  
る被保険者均等割額 被保険者1  
人について 11,760円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て 11,620円

[新設]

[新設]

前号に規定する総所得金額および

この号において同じ。)の数および  
公的年金等に係る所得を有する者  
(前年中に地方税法第314条の2第  
1項に規定する総所得金額に係る所  
得税法第35条第3項に規定する公的  
年金等に係る所得について同条第4  
項に規定する公的年金等控除額の控  
除を受けた者(年齢65歳未満の者に  
あつては当該公的年金等の収入金額  
が600,000円を超える者に限り、年  
齢65歳以上の者にあつては当該公的  
年金等の収入金額が1,100,000円を  
超える者に限る。)をいい、給与所  
得を有する者を除く。)の数の合計  
数(以下この号から第3号までにお  
いて「給与所得者等の数」とい  
う。)が2以上の場合にあつては、  
地方税法第314条の2第2項第1号  
に定める金額に当該給与所得者等  
の数から1を減じた数に100,000円を  
乗じて得た金額を加えた金額)を超  
えない世帯に係る保険料の納付義務  
者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について  
33,320円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係  
る被保険者均等割額 被保険者1  
人について 12,320円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て 12,460円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課  
額に係る被保険者均等割額 被保  
険者1人について 1,260円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課  
額に係る18歳以上被保険者均等割  
額 18歳以上被保険者1人につい  
て 52円

前号に規定する総所得金額および

山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 23,650円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

[ 新設 ]

[ 新設 ]

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合

山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 23,800円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,800円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,900円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 900円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 37円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合

合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,460円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,360円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

[新設]

[新設]

(特例対象被保険者等の保険料の特例)  
第19条の3 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項および前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に

合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,520円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,520円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,560円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 360円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 15円

(特例対象被保険者等の保険料の特例)  
第19条の3 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、第15条の11、第16条の3、第16条の8および第19条の5ならびに前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する

については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 7,095円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 11,825円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 18,920円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 23,650円

給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 7,140円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 11,900円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 19,040円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 23,800円

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号口に規定する金額を減額した世帯 2,520円

ロ 第19条の2第2号口に規定する金額を減額した世帯 4,200円

ハ 第19条の2第3号口に規定する金額を減額した世帯 6,720円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

[ 新設 ]

( 出産被保険者の保険料の減額 )

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額および被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16および第16条の5に定める額を超える場合には、当該額)

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号口に規定する金額を減額した世帯 2,640円

ロ 第19条の2第2号口に規定する金額を減額した世帯 4,400円

ハ 第19条の2第3号口に規定する金額を減額した世帯 7,040円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 8,800円

子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号二に規定する金額を減額した世帯 270円

ロ 第19条の2第2号二に規定する金額を減額した世帯 450円

ハ 第19条の2第3号二に規定する金額を減額した世帯 720円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 900円

( 出産被保険者の保険料の減額 )

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該

とする。

基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあっては、出産の日。第24条の5第1項および第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

～ [略]

[新設]

[新設]

減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、第16条の5および第16条の10に定める額を超える場合には、当該額）とする。

基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合にあっては、出産の日。第24条の5第1項および第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

～ [略]

子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後

<p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p><u>期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第19条の2各号、第19条の4第3号および前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額)から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10までおよび第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>
---	---